

## 船橋市防災女性モニター設置要綱

### (設置)

第1条 市の防災対策について「女性の視点」で検討を行うため、船橋市防災女性モニター（以下「モニター」という。）を置く。

### (定数)

第2条 モニターの定数は、10人程度とする。

### (資格及び委嘱)

第3条 モニターは、年齢18歳以上の女性で、次の各号に掲げる者で、市長が委嘱する。

- (1) 船橋市防災会議委員の委員に任命されている団体から推薦された者
- (2) 男女共同参画社会の形成について理解し活動をしている者
- (3) 保健・医療・福祉に関する知識を有する者
- (4) 本市に在住・在勤・在学する者で、防災や減災に関する知識や経験を有する者
- (5) 船橋市職員のうち被災地の自治体に派遣された者
- (6) その他市長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 モニターの任期は、1年とする。

2 モニターは、再任することができる。

### (職務)

第5条 モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災や減災に係る意見の発表及び報告書の提出に関する事。
- (2) モニター会議への参加に関する事。
- (3) 総合防災訓練及び防災に関するイベントへの参加に関する事。
- (4) その他防災や減災に関する事。

### (報償)

第6条 前条に規定する職務を遂行したモニターには、予算の範囲内で記念品を進呈する。

### 附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。